

平成20年9月11日

各位

会社名	トランスデジタル株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 後藤 幸英 (JASDAQ・コード番号: 9712)
問合せ先	管理本部長 鈴木 康平
電話番号	03-6858-2100

### 新株予約権の行使による調達金額の充当状況調査状況についてのお知らせ

大変、ご迷惑、ご心配をお掛けしていることを深くお詫び申し上げます。

当社は、平成20年9月1日開催の取締役会において、民事再生手続きの申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、平成20年9月5日に民事再生手続開始の決定の報告を受けました。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 経緯

当社は、昭和44年8月、静岡県三島市にて、株式会社三島情報コンサルタントの名称で創業されました。設立当初は、コンピューターが社会に普及していない社会状況下で、各企業からシステム開発やコンピューター電算処理業務のアウトソーシングを受ける事業形態でしたが、昭和51年8月、各企業との取引関係を生かしてプリンター機のトナーカートリッジを取引先企業に販売する事業形態を主力営業内容とするようになり、商号を日本エムアイシー株式会社に変更しました。

平成元年12月、社団法人日本証券業協会に株式を店頭登録して株式公開しました。その後、事業は順調に推移していましたが、大株主が不在の中で、平成14年10月、投資グループが大株主となり、商号を株式会社ファイに変更しました。

平成16年12月、日本証券業協会への店頭登録を取り消し、ジャスダック証券取引所に上場いたしました。ジャスダック上場後、当時の経営者は、経営の多角化を目指してM&Aの手法により、新規事業会社の買収を行いました。そのことがキャッシュアウトにも繋がり、財務状況は厳しい状態が続くようになりました。

市場の投資家の間では、弊社は企業買収の対象とされるようになり、大株主が次々と変更するなか、代表者も次々と変更する事態となり平成20年3月10日以降は、筆頭株主となったTD投資事業組合が派遣した取締役、執行役員等が経営権を把握していました。

近々の事業としては、本社、子会社において、システム開発事業、機器販売事業（トナーカートリッジ等販売事業）、EC・マーケティング事業（㈱フォリアル）、ITセキュリティ事業（英国子会社LODOGA Security Limited.）、投資事業、婦人服販売事業（㈱ピージーエム）、放送事業（メディア241㈱）などを行ってまいりました。

ところが、TD投資事業組合は、会社の資金繰りに貢献できる資金を十分に注入できなかったため、給与の支払い等の資金繰りに窮するようになり、平成20年7月以降、会社の財務状態は悪化いたしました。

この状況を解消するため、平成20年7月11日にお知らせいたしました第13回乃至第25回新株予約権による資金調達を実行いたしました。しかし、新株予約権の行使による増資資金の一部を、借入金の返済に充当せざるを得ない状況となり、平成20年8月28日および平成20年8月29日でお知らせいたしましたとおり、小切手および手形の不渡りを回避することが不可能な状態となりました。そのため、銀行取引停止処分を受け、もはや経営を維持することが不可能な状態に陥りました。また、同不渡り処分の前後から実質オーナー経営者及びその関係者との連絡が取れない状況が続いています。

## 2. 現在の状況について

すでにお知らせしておりますとおり、第13回乃至第25回新株予約権による払込金額の総額は2,830百万円ありますが、平成20年8月28日現在において小切手の決済を行うに足る十分な金額の現預金の残高がなかったことが判明しております。実際の資金使途に関しましては、現在、鋭意調査中であり、事実が判明しだい、お知らせいたします。

資金使途について一部報道がなされておりますが、当社といたしましては、今後も裁判所及び監督委員による指導監督のもと、引き続き調査を進め、本件に関して、今後新たな事実・内容が確認され次第、改めて当社の見解および今後の対応につきまして速やかにお知らせいたします。

関係者の皆様におかれましては、多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと重ねてお詫び申し上げます。当社といたしましては、事実解明におきまして、当局による捜査等に全面的に協力する所存です。

また、平成20年9月2日付で当社の会計監査人であるKDA監査法人より、当社が平成20年7月29日から平成20年8月27日までの間において、取締役会の決議を経ることなく、多額の貸付を行っており、このため当社が資金繰りに窮し、増資資金が十分な資本充実のために使われたものとは考えられないこと、何らかの不正行為、或いは架空増資が行われた可能性があること、ならびに監査法人に対し今回の増資についての明確な説明と増資資金の貸付先からの回収等の是正処置を速やかにとること、という趣旨の「増資資金回収の是正勧告書」が提出されておりましたことも併せてご報告いたします。

以 上